

説明会 質疑応答

説明項目	質問	回答	開催地
建設工事にかかる設計図書の交付方法の変更について	これまでは、設計図書を入手していない者の入札は無効であったが、今後はどうなるのか？	今後も、設計図書を入手していない者の入札は無効となりますので、設計図書は必ず入手してください。新しい交付要領を制定する予定です。	長崎
	休日は設計図書が入手できないこととなるが、交付期間に配慮はあるのか？	出来る限り余裕を持ったスケジュールになるよう配慮はしますが、設計図書は早めに入手をお願いします。	上五島
	指名競争入札の場合は、指名を受けていないものは設計図書の入手は出来ないのか？	指名競争入札の場合は、入札執行通知書が発行（指名）された方に限り設計図書の入手が可能となります。	五島
建設工事の入札時における工事費内訳書の提出について	工事費内訳書のファイル容量について変更はないか？	添付ファイルの容量については現行どおり2MBです。	島原
	保留の期間について、速やかに対応願いたい。	開札後、内訳書の確認が終わり次第落札決定とします。	上五島
	指名競争入札における落札決定の通知方法は？	電子入札システムで落札決定通知書を送付します。総合評価においては、現行どおりとします。	上五島
	工事費内訳書の端数処理について、直接工事費でも行ってよいのか？	入札参加者が積算した金額の内訳書を提出願います。端数処理に関しては、一般管理費等で行うことが多いかと思われます。	五島
	「値引き」という項目について、「調整金」という項目は良いのか？	マイナス計上する項目については設けないください。	五島
	無効の判断基準や記載事項等は？	現取扱要領と変更ないので、「工事費取扱要領を」確認願います。	五島
	長崎県建設工事成績評定の改定について	最近2、3年の工事成績評定点が平均的に低いようだがそれを考慮した改定ですか。	工事成績評定点の結果ではなく、きめ細かく評定を行うこと等で、現行よりさらに厳正で的確な評定ができるように改定しました。 また、改正品確法の「発注関係事務の運用に関する指針」により、発注者間の連携強化を図ることとして工事成績データの共有化・相互活用が示されており、このような状況を踏まえ、国の現行検査評定等を参考としています。
出来形及び品質は、測定値のばらつきで判定されるが、工種によって困難さが異なるため、ばらつき50%等の数値も変わるのか。また、ばらつきの評価についてはどのようにされるのか。		現行と同様に、工種によって取扱は変わりません。ばらつきの評価方法は、一例として「別紙-5」を参考としてください。	県北
説明資料がもらえないか。		配布資料は、ホームページに掲載します。また、現行と同様に新「長崎県建設工事成績評定要領」についてもホームページに掲載する予定です。	五島
総合評価落札方式の改正について	鋼構造物工事において代表構成員が鋼構造物業者でその他構成員が土木一式業者の場合、その他構成員の受注高は、鋼構造物の受注高となるのか？	あくまで、その他構成員の競争参加資格を土木一式としているだけであって、受注高は鋼構造物でカウントします。	県北